

病児・病後児保育室をご利用される皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため

①利用できない事由・期間について(厚生労働省通知等による)

利用できない事由	利用できない期間
お子さんが感染	○有症状患者（入院中の者を除く） 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後 24時間経過するまでの期間（※）
	○無症状患者（無症状病原体保有者） 検体採取日から7日間を経過するまでの期間
お子さんが濃厚接触者となった	接触日翌日から5日間を経過するまでの期間
お子さんがPCR検査を受ける	検査結果（陰性）が判明するまでの期間
同居のご家族がPCR検査を受ける	検査結果（陰性）が判明するまでの期間
保育園や幼稚園、小学校等で感染者が確認され臨時休園や臨時休校（学級閉鎖を含む）等となった	臨時休園や臨時休校等の期間

※感染リスクが残存することから、有症状患者は10日間が経過するまで、受入可否の検討や判断を行うことがあります。

<注意事項>

- これらの事由に該当していない場合でも、個別の状況により、抗原検査等を実施した上で受入可否の検討や判断を行うことがあります。
- 利用の前日または当日に抗原検査等で新型コロナウイルス感染症の陰性確認が実施されていない場合、受入れをお断りすることがあります。

②利用後の注意事項について

病児・病後児保育室の利用後に

新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合は、必ずご連絡ください。

【連絡先】以下のいずれか

- ① 利用した病児・病後児保育室
- ② 新潟市こども未来部保育課(電話番号 025-226-1225)

- 発熱等体調不良となった場合は、医療機関に事前連絡の上受診するか、新潟県新型コロナウイルス受診・相談センター（電話番号 025-256-8275）までご相談ください。